

草刈業務委託【清水入池／角来上池／菱木川上流】特記仕様書

1 適用

この特記仕様書は、かすみがうら市が発注する草刈業務【清水入池／角来上池／菱木川上流】に適用する。

2 現地調査

除草着工前に、現地調査を行い、日陰部分や岩盤部分で草丈の伸びていない箇所、行政区等地元の人が刈っており、除草業務の不要な箇所、設計区間から漏れている箇所、視距を悪くしている草木のある箇所で除草の必要な箇所を勘察し、除草作業の必要な箇所を示した道路除草業務路線別面積集計表（※設計書参考）に延長、刈り幅、及び面積を記入するとともに、監督員に提出し、承諾後に着手すること。

3 現場管理

- (1) 受注者は、作業実施にあたって、事前に工程表及び管理技術者及び照査技術者等選任通知書を監督員に提出し、作業に着手すること。
- (2) 除草後の草は、原則として、その日の作業区間について、後片付け及び清掃まで完了させること。
- (3) 除草後の草の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分及び再生資源の利用の促進に関する法律に基づく再生資源化施設」に搬入すること。また、処理後すみやかに計量伝票の写しを監督員に提出すること。書類提出が無い場合は、無償処分先への搬入とみなす。
- (4) 本業務は工期内において、肩掛式草刈機により作業を行うこと。
- (5) 本業務受注者であることを明確にするため、社名入り車両等にて確認できるようにすること。
- (6) 除草の際に発見した空き缶等のごみは放置せず処分すること。
- (7) 出来形面積増や処分量増による設計変更は、原則として行わない。
- (8) 除草作業中はバリケード、セーフティーコーン、標識等を用いて交通の安全を図ること。
- (9) 完了写真撮影後、除草範囲を示す杭・リボンテープは速やかに返還・撤去すること。

4 写真管理・出来形管理

- (1) 着手前・完了後の写真は、同じ位置で撮影して、着手前と比較できるように写真帳を整理すること。なお、完成写真は、除草後速やかに撮影すること。
- (2) 除草及び集草・積込み・運搬等の作業状況の写真を撮影すること。
- (3) 工事黒板には、次の事項を記載して撮影すること。
①受注者名 ②業務箇所 ③作業内容 ④測点（東端、No.1、No.2・・・、西端）
- (4) 撮影頻度
清水入池 東端を BP とし 100m に 1 回とする。草の生えていない場合は、その前後で撮影すること。（例：No2+25m）
菱木川上流 BP、中間、EP で撮影すること。
角来上池 西端、中間、東端で撮影すること。
- (5) 菱木川上流の出来形の測定は、ポール・リボンロットで表示して刈幅の写真を撮影すること。（ポール・リボンロットは、作業員が押さえておく）

5 官公庁への手続き

所管の警察署に、道路使用許可申請手続きをして、許可を得てから施工する。なお、許可書の写しを施工計画書に、添付して提出すること。

6 その他

この仕様書以外については、茨城県土木工事共通仕様書・茨城県土木工事施工管理基準（平成13年4月1日発行の「建設工事必携」）によるものとする。